

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷九十二第

行發日一月七年四和昭

論叢

消費稅の目的及物體

法學博士

神戸 正雄

勞銀の理論

文學博士

高田 保馬

說苑

ケネーの租稅理論

法學士

山口 正太郎

セイの販路說に就て

經濟學士

谷口 吉彦

シュピイトホフの景氣循環論

經濟學士

靜田 均

講演

我國民經濟の實相

法學士

山室 宗文

雜錄

再び佐田介石に就いて

經濟學博士

本庄 榮治郎

プロイセンの地方稅制

經濟學士

安田 元七

動大量と靜大量

經濟學士

木村 喜一郎

最近フランス經濟學界の傾向

經濟學士

松岡 孝兒

最近英國に於ける豫算の業績

經濟學士

中川 與之助

近著外國經濟雜誌主要論題

ケネーの租税理論

山口正太郎

一序言

英國に於ける重農學派研究の權威たるヒッグス氏は、ケネーが當時ダランベール及びディドロを編輯者とせるアンシクロペディーに『人間』Hommes『租税』Impôt『金利』Intérêt de l'argentの三論文を寄稿しようど準備してゐたが、アンシクロペディーが一七五七年以降、官憲の忌む處となつたから、之が寄稿を断念してゐる中之等の原稿は行衛不明となり、僅かに『人間』の原稿のみ、一八九〇年に巴里の國民圖書館の原稿の部で、シュテファン、パウエル氏によつて發見され、他の二論文は散佚してしまつたと云つてゐる。

處が此失はれたる二つの論文中『金利』は、ケネーが後に一七六六年一月『農業、商業及び財政雜誌』Journal de l'agriculture, du commerce et des financesに『金利に關する考察』と題する一文を公にして居り、且つ失はれたる原稿が今迄に發見されないことから推して、多分該雜誌に發表

1) Higgs, The Physiocrats, 1897. p. 35.

したものが、其失はれた原稿に當るのではなからうかと云はれてゐる。此論文はオンケン編纂の『ケネー全集』中に掲げられてゐるから誰でも容易に見ることが出来る。

今一つの失はれたる原稿『租税』は幸ひにして、Haute Vienne 州立文庫に保管されてゐることが明かとなつた、此原稿の餘白には各所にチュルゴの手になれる書入れがある、此原稿はシエール氏によつて『經濟及び社會學說雜誌』創刊年の第二號に載せられてゐる。

(註) 此原稿『租税』の存在は Canille Rivain, Alfred Leroix 兩氏編纂の Haute Vienne 州立文庫總目錄の中に載せられて居り、チュルゴの書入れがある旨をも記してゐるが、州廳所在地はリモージュであり、チュルゴは三十四歳より十三年の間、此地に知事として赴任してゐたことから多分ケネーの此原稿を常に手元に置き轉任に際して州立文庫に寄託したものと想ふ。

尤もケネーの租税理論は此論文の他に、ミラボーとの共著たる『租税理論』Théorie de l'Impôt, 1760 及び『農事哲學』Philosophie rurale, 1763 に述べられ、ケネー全集中に收められたる『農業國の經濟政治の一般的格言』にも言及されてゐる、更には又、ケネーが經濟學的述作の最初のものたる『穀物論』『小作人論』の中にも見られるが、此二つの論文にはケネー後年の租税理論として特色ある土地單稅論の論旨は明瞭に表現されて居ないから、之を考察の外に置き、本稿では重農學派租税理論の基礎たるケネーの土地單稅論の要旨を研究しやうと思ふ。

二 農業と純收入

2) Notice par Schelle, "Impôt par Quesnay". Revue d'Histoire des doctrines économiques et sociales. 1908 No. 2. p. 138.

3) 拙著「重農派經濟學の人々」の中、チュルゴの章參照。

ケネーの有名なる『經濟表』に於ける三つの階級の中、地主及び主権者階級の年々受くる所得なるものは生産者階級たる農民が耕作によつて得たる總生産物の中から、生産費を控除した剩餘たる純收入 *Produit net* で支拂はれる。『此階級（地主及び主権者階級）は生産者階級が年々作り出す再生産物から彼等（生産者階級）の年々の前拂（我下資本）を取戻すために、且つ耕作の費用を償ふために必要なる富を控除した後、生産者階級により年々支拂はるゝ處の所得、或は耕作の「純收入」によつて維持し行くものである。』従て地主及び主権者の所得は農民の作り出す純收入から成り立つ、主権者の年々の所得は即ち租税であるから、租税は純收入から生み出されると云ひ得る、此純收入なるものは重農學派の根本主張の一つであり、此派の特色を示すものであるが、ケネーによれば此純收入のみが年々の國富の蓄積を生ずるもので、此純收入を生み出す階級、即ち農民階級のみが生産者階級である。商工業者階級は價値の移轉をなすも價値を増加せしむるものではない。假令價値を附け加へることがあつても、其附加されたる價値は彼等の日常の消費を償ふことに向けられ、剩餘を生み出すものではない、それで此階級を不生産階級 *classe stérile* と呼ぶ、大體に於て此階級は其生活費を彼等自身支拂ふのではなく、生産者階級及び之より所得を受ける地主階級によつて支拂はれる。『不生産階級は農業以外の勤務、勞働に従事する總ての人々より成る、彼等の費用 *dépenses* は生産者階級と、並びに生産者階級から所得を得つゝある處の地主階級とから支拂はる。』⁵⁾ 商工業者階級が不生産階級であると云ふ點に就て重農學派反對論者の攻撃は集中されてゐる、人も知る如くアダム、スミスは巧みなる譬で擲論してゐる、二人しか子供を生ま

4) Quesnay, *Analyse du tableau économique*. *Oeuvres*. p. 308.

5) Quesnay, *Ibid.* p. 309.

ない両親は、人口増殖に何等寄與する處はない、二人の子供は両親の死を補ふだけだからである、三人以上の子供を生む両親は人口増殖に寄與することは事實である、乍然、三人以上の子供をもつ両親のみが、子供を産んだと云ひ、二人を産んだ親は子供を産まずと云ひ得るであらうか、⁶⁾ 商工業者階級は假令剰餘を生せないと假定しても、生産せないと云へないではないかと、此種の反對は多くの人々によつて繰返されてゐる、乍然重農學派にあつては價値の附け加へど、價値の増加とは全く性質の異つたものと考えられてゐる、二人迄の子供と、三人以上の子供とは此派にあつては性質が全く異つたものなのである、價値の附け加へがあり、それが生産費を補ふ場合と、價値の増加が生産費以上に剰餘となる場合とは性質が異つてゐるのである、此派のル、メルシエー、ド、ラ、リビエールが『附け加へは増加ではない』⁷⁾ *additionner ce n'est pas multiplier* と云つたのは此意味である、剰餘を生むこと、即ち純收入を齎すことが此派の最大眼目であるから、之を生まないものを不生産的と呼んでも毫も差支はない。反對論者は不生産的の語句に拘泥して、重農學派の本旨を誤解せるものである。

さて純收入は生産者階級たる農民の生む處であるが、此農民の活動なるものは、土地に依存してゐると云ふ特徴をもつて居り、土地と農民の勞働との化合物として初めて純收入が齎される、唯勞働の見地からすれば商工業者も等しく働さつゝあるのであるが、彼等が純收入を齎さないのは土地そのものを耕さないからである、従て土地は純收入の唯一の根源であり『土地が富の唯一の根源である。』⁸⁾ 尤も土地が富の唯一の根源であると云ふ意味に於て、土地から採掘する鑛業も

6) Adam Smith, *Wealth of Nations*. Cannan's ed. vol. II. p. 173.

7) Gide et Rist, *Histoire des doctrines économiques*, 5 ed. 1926. p. 14.

8) Quesnay, *Maximes générales*. *Oeuvres*. p. 337.

亦農業と同じカテゴリーに屬するものではないかとの疑問が生ずるが、農業に於ては年々新しく果實が発生するが、鑛業に於ては元本そのものが採掘せられるので、何等元本を毀損することなく年々繰返して得られる純収入の觀念は鑛業には適用せられないのである。⁹⁾

ケネーによれば商工業者階級も亦、彼等が直接業務に従事する費用と、其間の彼等の食料等の間接の費用とを要する、従て彼等も何等かの價値の増加を目的として行爲するものでなければ生活し得ない理由である、確かに彼等も價値を附加してゐる、然し彼等の附加した價値は丁度彼等の費した勞働に、又彼等の其間の生活費に該當するだけで剰餘を發生するものではない、今一步を讓つて價値の剰餘を生じたとしても、それは彼等が儲けたので、生産したのではない、ル、トロースの云へる如く、『此利益は彼等が生産したのではなく、儲けたのである』¹⁰⁾農民が作り出した價値を彼等の手に移して儲けたわけなのである。眞に生産するのは土地を耕す農民だけであり、農民の慾望を満足せしめるため商工業者は存在するに他ならぬもので、謂はゞ商工業者は農民から俸給を與えられて居る處の被備者である、後にチュルゴーは、ケネーが商工業者を不生産階級と呼んだがため、世上の攻撃を受けたに鑑み、此階級を俸給者階級と名けたのは此意味に他ならない。農民階級は純収入なる剰餘を有するから、之を使用して、商工業者階級から彼等の慾望に應ずる物品を購入し、或は製作せしめる、斯くて重農學派の所説に従へば農業のみが唯一の純収入を發生する生産業なのである。

9) Gide et Rist, Ibid. p. 16.
10) Quesnay, Impôt. Revue d'Histoire des doctrines économiques et sociales. 1908. p. 144.
11) Gide et Rist. Ibid. p. 15.
12) Turgot, Reflections on the formation and the distribution of riches.

三 純収入と單一課税

租税の徴収が國富の増加と生産業の發達とを阻止せないことを一つの理想とするならば、重農學派の所説によれば、それは當然純収入にのみ課せられるものでなければならぬ。純収入は唯一の生産業者たる農民階級が年々の投下資本を回收し、猶其以上に彼等の手元に残る剰餘であるからである。處が此剰餘が經濟表の財の循環に従へば二つの方面に支拂はれる、一つは不生産階級たる商工業者へ、彼等農民の生活必要品農具其他の慾望充足の財の購買代價として、他は地主への地代として支拂はる、此處に注意すべきはケネーに於ては地代は剰餘たる純収入から支拂はれるから生産費を構成せないと云うことである、今若し自由競争の結果、農産物の價格低落すれば剰餘たる純収入の存せざることもある。従て此際は地代は發生せない。論者の中には重農學派が工業を以て單に材料に加工するに過ぎないで何物をも作り出さないが農業は之に反し新しく物質を作り出すと云つた點から純収入なるものは斯く農業者が作り出した剰餘物質となす人があるが、そして又純収入なる原語 *profit net* が生産物 *produit* と云ふ字を使用してゐるから字義上、物質そのものを意味するかに解する人もあるが、重農學派に於ける純収入は價值であつて物質そのものではない、従て現實に農業生産があつても純収入の發生せない場合も亦存する譯である。

さて純収入の一部は地代として地主の手に移るのであるが、此派の考によれば主權者も亦土地に對しては地主と共に共同所有者 *Co-propriétaire* なのである、主權者は其國內に於ける土地に對

1770. Eng. translation. Economic classics, ed. by Ashley. p. 10.

18) Gide et Rist. Ibid. p. 17.

しては所有権があるから、地主と共同に所有してゐると考へる¹⁴⁾。従て主権者も亦、地代を請求し得る権利がある、之が土地に對する租税である、乍然地主に對する地代と、國家に對する地代とを個別に農民階級から取立つることは不便であるから地代としては地主のみ之を納め其所得に對して課税する。斯くて租税は地主の土地に對してのみ徴收することゝなる。租税の本來の對象は純收入であるけれども、此純收入を發生する基礎は土地であるから、轉じて土地そのものが課税の對象となつたのである。

商工業者階級は前にも述べた如く、俸給者階級とも云つてよい程度に、農民階級によつて養はれてゐるのであるから、彼等の所得に課税する時は、彼等は消費を節約して之に應ずるより他に方法がない、彼等は勞働を提供して生活してゐるのであるから、彼等に課税することは勞働に課税することゝなる、勞働に課税するならば、そは當然其勞働を受くる雇主の側が租税を負擔すべきである。馬に課税する時は、馬の所有主が之を支拂ふと等しい¹⁵⁾。従て商工業者には租税を課すべきものでなく、若し課するとしてもそは彼等に生活費を給する農民階級より支拂はしむべきである、此點からしても結局租税の泉源は純收入に歸着する。又商業者その者へ課するのではなく、商品に課税することゝすれば其結果農民階級の耕作費を増加し、彼等の収入を減ずることゝなり、商品の中、食糧品の如きは其課税によつて、各階級全部に負擔を増加せしむることゝなる、加之、租税技術上、之が課税は徴收費を要すること頗る大であつて土地課税に比すべくもない¹⁶⁾。唯、和蘭の如き土地狭く、生業を主として商業に仰いでゐる小國に於ては土地課税は不可能

- 14) Denis, Histoire des systemes économiques et socialistes, 1904. vol. I. p. 178.
15) Quesnay, Maximes générales. Oeuvres. p. 338.
16) Quesnay, Impôt, Revue. p. 154. Oeuvres. p. 338.

であるから、商品及び商業に課税するは不止得ることである。¹⁷⁾従て此意味に於てケネーは土地單稅論に例外を認めて居るので純粹なる單稅論者とは云へないわけであるが、然しケネーによれば農業を除外したやうな國は彼の所謂「經濟國家」の中に入らないのであるから、彼の學說の體系外に置いたものと見てよいのである。

純收入或は土地にのみ課税し、他の如何なる財源にも課税せないと云ふことは、重農學派にとつては、國民のあらゆる部分、如何なる業務にも、彼等の間を流通する財の價値に變動なからしめ、彼等に損害を加えることを防ぐ唯一の方法と考へたからである、蓋し土地のみ純收入を發生し、純收入は剩餘で之に課税するも産業の基礎を脅かすものではないからである。チヌルゴも云へる如く、我等に残されたる仕事は總ての價値をして、彼等相互の間に變化なからしむにあ¹⁸⁾る。純收入以外に課税すれば直ちに他に轉嫁さるゝこととなり、種々なる方面の價値に動搖を生ずるに至る。國民の經濟生活に動搖を生せしめずには徵税する方法は純收入に課するより以外にはないのである。純收入課税と似て非なるものは土地の面積に應じて生産物の若干を實物で納付せしめる制度である、『乍然此課税方法は純收入と無關係であつて、土地の瘠せたる處では負擔過重となり農業を衰頽せしめる。¹⁹⁾純收入は費用を控除した價値の差であつて、實物そのものではなく、土地の瘠せたる處では、それだけ純收入も少いわけであるから面積に應じて實物で納付せしむる場合に比し、農業を衰頽せしむることの惧がないわけである。ケネーの主張する純收入課税は農民をして年々の再生産を繰返さしめ、其收入を減せざらんことを目的とするのであるか

17) Quesnay, Maximes générales. Oeuvres. p. 339. Oncken, Geschichte der Nationalökonomie. 1922. S. 385.

18) Denis. Ibid. p. 176.

19) Quesnay, Maximes générales. p. 339.

ら、彼は大農經營に比し、小農經營の純収入の頗る小なる場合を豫想し、同率の課税の不可なることを云つてゐる。²⁰⁾

さてケネーによれば課税の對象となるものは大別して六種ある、土地、生産物、人、勞働、商品、勤勞を提供する動物、之である、之等は各々課税の對象となり得るものであるが、押しつめて考へると之等のもの、所得の發生は結局土地から出るものである、土地を除外すると之等のもの、所得は獨立して考へられない、牛馬に課税するとすれば、その牛馬が土地の耕作に使用せられ、土地から純収入を生み、その純収入から結局支拂はれることとなる、それで之等各種のものに課税するのを廢して土地のみに課すれば總てが統一され、六種のものが一種となつて徵稅費も六分の一でよいわけである。²¹⁾ 以上はケネーの土地單稅論の積極的主張の要旨であるが、次に單稅とすれば國家の財政を支辨するに足るやうにするには如何なる率を課すべきか問題となる。

四 純収入課稅率と使途

租税を土地の純収入のみに課すること、すれば其率は幾何であらうか、一七八一年の佛蘭西の歳出は、ネッカーの計算によれば六億一千萬フランであつた。²²⁾ 而してケネーが之より以前、『經濟表の分析』に於て、佛蘭西全國一ヶ年の純収入高を二十億フランと假定し、租税を純収入總額の七分の二とすれば五億七千三百萬フランに達し、²³⁾ 殆んど實際上の歳出に該當すると見積つたのであるが、若し此計算に大なる過誤なしとすれば、土地單稅として其率は純収入の七分の二、乃

20) Quesnay, Ibid. p. 340.

21) Quesnay, Ibid. p. 339.

22) Gide et Rist, Ibid. p. 45. note. I.

23) Quesnay, Analyse du tableau économique. Oeuvres. p. 311.

至三分の一なれば足るわけである。此派のボードー僧正は二十分の六と訂正してゐるが、先づ三分の一と見積つてよからう。ケネーによれば地主は生産者階級たる農民から毎年純収入を受取り、其中の七分の二を租税として國家に納付する、地主は一時之だけを支拂ふやうであるが、實は此税額は誰の負擔ともならない、それは土地の価格は毎時も、純収入から此税額を差引いたものを利率として資本化して定まるからである、例へば毎年純収入一萬リールを生ずる土地があるとして利率五歩を以て資本化する時は此土地の価格は二十萬リールである、然るに純収入の約三分の一が租税として差引かるゝことゝなる、租税額は約三萬リールであるから、地主の手に残るは七千リールとなる、それで此七千リールを五歩で資本化する時は十四萬リールとなる、従て此土地は十四萬リールの價格で賣買されることゝなるから、之を購買したる地主は租税を支拂つても彼の負擔とはならない理である、斯くて租税は誰人にも苦痛を與えずに課せられることゝなる。²⁴⁾ 誰人にも負擔を感せしめず、且つ産業を阻止する處のない租税は即ち、自然の命ずる處であり、自然の秩序に従つたものである、以上の純収入課税以外のものは必ず再生産を阻害するもので、且つ二重課税となり、租税が租税の上に再び落ちかゝるものである。²⁵⁾

ケネーが純収入の七分の二を以て土地單税の率としたことは前に述べたる如く、當時の佛蘭西の豫算の實情に基くのであつて、決して机上の假定ではなかつたのである、而して更に彼が純収入の總額を二十億フランと見積つたことも、土地の耕作面積を一億三千アルバンとし、三千萬の人口を養ふため年々五十億フランの再生産あるを見て、此中から年々の耕作費等の投下資本二十

24) Gide et Rist. Ibid. p. 44. Denis. Ibid. p. 178.

25) Gide et Rist. Ibid. p. 45-46.

26) Quesnay, Analyse. p. 312. Maximes. p. 339.

億フラン、不生産階級よりの生活に要する物品の購入費十億フランとして、差引純収入二十億フランと見積つたのであつて、決して空想的な假定ではなかつたのである。

さてケネーにあつては純収入課税は自然の秩序に従ふものであり、誰人の負擔となるものでもなく、誰人も苦痛を感ずることなき課税であるが、斯くの如き課税を收納した國家は之を如何なる方面に使用すべきか、此使用の方法如何によりて國家を繁榮ならしむべきか否か分たれる。

重農學派は大體、自由放任政策を採るもので *laisser faire, laisser passer* を旗幟とするが、然し此派は後の英國の自由放任論者と異り、國家の職務をも單に番犬の如く私有財産を保護する點に限らない。人も知る如く重農學派の根本主張の、一は自然の秩序を認め之に準據して、あらゆる行爲が行はるべしとするのであるが、然も此自然の秩序なるものは、總ての人々に當然に認識せられるのではなく、理性の光の磨かられたる人々に限られるから、國家は其職務の一として教育を行ひ、人々の理性を磨き自然の秩序の存在を認めしめねばならぬ。²⁷⁾

次に國家の職務は、私有財産の神聖を唱ふる此派にあつては、之が安全保護を第一とするは勿論であるが、財産保護と教育とに次では一般に農業を振興せしむるための農業政策を採ることである、此事は自由放任政策と矛盾するやうであるが、個人に放任せしめては結局爲し得ざることがある、例へば運河を開鑿し、灌漑の設備を爲すこと等は國家が行はなければ個人に放任せしめては容易に爲されないものである、此處に於て個人の自由と矛盾せずして農業を繁榮ならしむる種々の政策を採ることが國家に残された任務となる。²⁸⁾

27) Quesnay, *Analyse*. p. 309. note. 1. et p. 310.

28) Gide et Rist. p. 10, 42.

29) 拙稿「重農派の國家觀」商業及經濟研究、第五十四冊參照。

國家の職務が以上の如くであるならば、純收入課税の使途も亦明瞭である、以上の職務の執行に費さるゝ以外のものは國家の繁榮に寄與する處がない、地主も運河の開鑿、道路の開通、灌漑の設備には恩恵を蒙ること大であるから自ら所得となれる純收入を之等の使途に向け租税の足らざる處を補ふべきは勿論である。農民以外に『不生産階級への餘分の支出は國民の富と繁榮とに有害なる奢侈的支出となるであらう。蓋し農業にとつて不利益なものは如何なるものであつても國民にとり、國家にとつて有害で、農業に利益なものは國民にも國家にも有利である、土地所有の安全が其國政治の自然的秩序の本質的條件である事が地主をして彼等の富の増加と社會の一般の公益との爲に支出をなさしむる所以である。』³⁰⁾純收入課税の使途は以上の如きものとして、果して此單一税のみを以て、ケネーの計算せる如く、國家の歳出を殆んど全部補ひ得るものであらうか、ケネーの單一税に對する反對論は先づ此點より起る。

五 土地單一税の反對と辯護

重農學派の單一税 *Impôt unique* に對して反對した第一の人は當時の文豪、ヴォルテール *Voltaire* であつた。彼は其著『四十ニキユーの人』*L'homme aux quarante écus. 1767.* の中で諷刺的に土地單一税論の矛盾を述べてゐる。

(註) 一ニキユーは三リーブルに當るから、四十ニキユーは百二十リーブルで此額は此派のメルシエー、ド、ラ、リビエールが、重農派の主張せる社會に於て各人が一年の生存を保つに充分なる額に當ると云つたものである。³¹⁾

30) Quesnay, *Analyse du tableau économique.* p. 310.

31) Higgs, *Physiocrats.* p. 113.

彼は四十五キニューの収入を以て辛うじて生活を支へ、然も農民なるを以て純収入に租税を課せられ瘦せ衰へたる百姓と、肥大漢にて馬車を驅る商人との路上の對話を述べ、後者が其財産を政府證券及び手形にて所有せるため、毫も租税を課せらるゝことなきに反し、前者は些少の土地を有し耕作勞働に従事せるため却て、重農派の所謂土地單一税を課せられ貧窮の裡にあるを諷刺的に述べた。³²⁾

ヴォルテールの所説は土地單一税を諷刺するに止まつたが、當時有力なる反對論は、重農學派が社會階級の中、何故に一階級のみ課税することゝしたか、何故あらゆる階級に平等に負擔せしめないのかと云ふにあつた。重農學派は此反對論に答ふるに、租税の理想は平等に課すると云ふことではなくて、出來得るならば誰人にも課税せないと云ふことである、此理想に到達することが不可能であり課税が不止得ることであるならば誰人にも負擔の痛痒を感せしめない方に依るを最良策とする、それには純収入に課税するの他はない、純収入に課税された地主は何等生活を縮小することなく、又將來の再生産に制限を加へられることなくして支拂ひ得る、地主以外の他の階級は課税せらるれば、それだけ生活を縮少し消費を節約せなければならぬから負擔が痛切に感せられる、又理論上、地主以外の階級の課税は結局純収入の上に落ちかゝるものである。それで土地單一税は租税の理想に最も近いものであると云ふ。³³⁾

反對論の第二は單一税のみでは國家の財政を支辨するに不足するではないかと云ふにある。重農學派は之に對して次の如く答へる。今若し重農學派の主張せる經濟組織が實現され、人々自然

32) Higgs, Ibid. p. 114-116.

33) Weulersse, Le mouvement physiocratique en France de 1756 a 1770. vol. II. p. 346.

の秩序に従ふて農業に従事するならば、土地より生ずる純収入の額は非常に増加するであらう、従つて租税の額も上るべく、且つ單一税となれば租税徴收費の莫大な節約となるから此積極消極兩方面よりして、國家の財政を支辨するに充分である。更に他面から考へると租税を以て國家の必要に應ずるやうに徴收することは誤であつて反對に國家の必要を國富の収入状態に適應せしむることが財政の第一要義である。加ふるに土地課税は自然の秩序の命する處であり其率も合理的であるが、其他の課税は徴收者の恣意に基き不安定であり且つ不合理である。此土地單一税で財政を支辨して不足を生せないと云ふ重農學派の主張は後に述ぶる如く獨逸バーデンに於ても實行せられた處であり、且つ佛蘭西革命當時の憲法議會は、土地單一税制度を全部採用したわけではないが歳出を五億フランに制限し、其半分に當る貳億四千萬フランを土地純収入課税に仰いだことは人のよく知る處である。³⁴⁾

重農學派隆盛の當時問題となつたのは農産物の總額 *Produit brut* 即ち生産費を控除せないものに對して十分の一税 *dîme* を課することの可否であつた。重農學派は生産費を控除した殘額たる純収入に七分の二の課税を主張するのであるから此十分の一税には反對であつた。若し總額に課することゝすると土地の良好でないものは生産費が嵩むから此租税の負擔は容易でない、總額の十分の一ではあるが時には純収入の全部に該當する場合が生ずる、斯くては人々は良好ならざる土地の耕作を全く棄てることゝなり農業の衰頽を來す。³⁵⁾ 此十分の一税は當時大農業國として歐洲人士の注目を惹いた支那の制度を摸倣したものであるらしいが、³⁶⁾ 以上の主旨によつて重農學派は

34) Gide et Rist. *ibid.* p. 50.

35) Gide et Rist, p. 51.

36) Weulersse. *Ibid.* vol. I. p. 454. 455. vol. II. p. 337.37) Weulersse. *Ibid.* vol. II. p. 336.

之を駁撃したのであつた。

次に重農學派の所説に従つて土地單一税を課する時は徵税が頗る容易であるかに見える、乍然彼等が租税の對象とする純収入は總生産額から生産費を控除したものであるから、此生産費の算出に當つて種々の不正が行はれる餘地がある、小作せしめてゐる地主は小作人と共謀して小作料を過大に申告して純収入を過少たらしめんとするの悞がある、それでチュルギーすら一七六四年には『此土地單一税は全く實行不可能であり、各人は純収入を隱匿することに興味をもつてゐる』と云つて此實行を躊躇した程であつた、乍然重農學派は此徵税技術に關しては其近邊の小作料と比較するによつて容易に脱税せんとする地主を發見することが出來ると答へてゐる³⁸⁾。又重農學派は農業は唯一の生産業であるから之を愛せよと云ひ乍ら、一方土地にのみ課税するは矛盾するにあらずや、英國に於ては時代と共に地主の所得増加せるにかゝわらず、土地課税は少しも引上げられず、反對に平和の時には低下した實例がある、斯くてこそ農業を愛し之を振興せしむる所以である、反之土地單一税論の如きは農業を衰頽せしむることゝなるに非難する³⁹⁾。乍然此非難に對しては重農學派は次の如く答へる、土地から發生する純収入に就き地主から租税を徵收しても、其租税は主として耕作の便益のため使用さるゝもので道路、運河の開鑿等、個人の爲し得ざること⁴⁰⁾が之がため爲される、然も一方純収入のみに課税するのであるから農民の年々の再生産の投下資本には少しも關係がない、從て農耕の設備が益々完備するに従つて、純収入は増加する傾向があ

38) Weulersse. Ibid. vol. II. p. 337.

39) Weulersse. p. 338.

40) Weulersse. p. 342, 343.

り、決して農業を衰頹せしむるものではないと。又或反對論者は農民階級の寶庫たる土地に課税するならば之と同じ意味の工業家の工場、商人の店舗に課税せないのは不合理であると。乍然此駁撃は重農派の根本思想を解せざる處から來る、重農派にとつては農業のみ生産業であり、純收入を齎すが、商業工業は不生産業であり、國富を増加するものではない、故に土地のみに課税するも何等の不平等を示すものではない。又或人は等しく農民階級と云ふ中には農事企業家がある、彼は農民の勞働を配合して多額の収益を得てゐる、然るに租税は地主にのみ課せられて、之等の企業家に課せられないのは不合理ではないかと非難する。乍然重農學派の見解からすれば之等の農事企業家は其本質上、商工業の企業家と同じであつて、彼等は富を移轉するだけで、創造するものではない、彼等は巨額の収益を得るにしても、それは儲けるのであつて生産するのではない、従て彼等の収益は地主の収益とは性質を異にするものである。彼等の収益も結局は土地から生産せられる純收入の變形せるものに過ぎない、故に其根源たる純收入に課税すれば、之が移轉したに過ぎない處の彼等の収益には課税するには及ばないことになる。

六　結　　言

カール、クネース編纂「バーデンのカール、フリードリッヒとミラポー及びデュボンとの書簡往復集」の中に、一七六九年十月十七日附バーデン王カール、フリードリッヒのミラポーに宛て

た租税の原理を質問せる書簡及び之に答ふるミラボーの手紙、一七七〇年三月三十一日附ミラボーの間接税を廢止して直接税を以て之に代ゆるべきを教へた手紙が載つてゐる。⁴¹⁾ バーデン王カールフリードリッヒは佛蘭西の重農學派の原理を己が所領に實現せんとした人であつた、當時のバーデンに於ては田園は荒廢に歸し、土地は子供の數に應じて分割せらるゝがため、地主は益々小地主となる傾向があり、ケネーの所謂大農的耕作の如きは思ひもよらなかつた状態であり、農民は辛うじて生活を維持するだけで純收入を舉げることは出来なかつた。従て亦、國王の租税收入も少く王自ら困らざるを得なかつた、此時王は佛蘭西に重農學派の隆盛なるを聞き、其所説を研究し、ミラボー及びデュボンと手紙を往復して教を受け一七七一年六月には徵行して巴里にミラボーを訪れ、ミラボーより彼の『租税理論』*Théorie de l'Impôt* を與えられたと云ふ。⁴²⁾

アダム・スミスは『土地の生産物を以て各國の所得と富の唯一の根源とせる此制度は、予の知る限り、如何なる國民によつても採用せられたる事なく、現今では佛蘭西に於ける少數の偉大なる學者達の思索にのみ存するものである』⁴³⁾と云ひ、又パーゼル大學經濟學史教授エドガール、ザリン氏の近著『經濟學說史』にも此土地單一税の制度は實現せられなかつたと云つてゐるが、⁴⁴⁾之は恐らく誤であり、現にバーデン王カール、フリードリッヒは一七七〇年に彼の所領 *Diettingen, Theningen, Balingen* の三村落に實現せしめ、此中ディートリンゲン村の重農制度は一七九二年迄實行せられてゐたのである。⁴⁵⁾

- 41) Carl Knies, Carl Friedrichs von Baden Brieflicher Verkehr mit Mirabeau und Du Pont. Bd. I. 1893. S. 10-17, 21-38.
42) 拙著「重農派經濟學の人々」第五章「佛蘭西以外に於ける重農學派の人々」の章參照。
43) Adam Smith, *Wealth of Nations*. Cannan's ed. vol. II. p. 161.

(註) 伊太利に於てはトスカナの領主レオポルド二世も亦佛蘭西重農學派の熱心なる信奉者の一人で、ミラボーと親交あり、トスカナの負債償却のため償却税「tassa di rieduzione」を設けたが不足であつたので重農學派の所説に従つて財政の立直しを行つたと云はる、彼の實際政治は『レオポルド二世統治下のトスカナの政治』一七九〇年に纏めて述べられ、後にギーセン大學のクローム教授によつて獨逸譯が出てゐる。

斯くの如くケネーを創始者とする重農學派の土地單稅論はアダム、スミスの批評せる如く机上の空論ではなく、小範圍であつたが、實現を見たのである。尤も今日の租税理論よりすればケネー等の所説は甚だ偏局せるものではあらうが、當時の重農思想を背景として見る時は、此學説も亦、史的興味なしとは云へない。遮莫、後年ヘンリー、ジョージが、財政的見地と異り社會改良の立場からではあつたが、重農學派の土地單一稅を再び論壇に復活せしめたのも此制度に含める思想に何等かの暗示を得たためであらう。⁴⁶⁾

44) Edgar Salin, Geschichte der Volkswirtschaftslehre. 1929. S. 40.

45) Higgs, Physiocrats. p. 86.

46) Gide et Rist. p. 51, 52.